

一般社団法人日本パラフェンシング協会
医科学情報委員会規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款に定める目的を達成するために専門委員会として医科学情報委員会（以下「委員会」という）を設置するにあたり、委員会の組織および運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(活動方針)

第2条 この委員会は、医学・科学・情報の分野からパラフェンシングの技術の向上、アスリートの強化等を行うことにより、競技力向上をもって競技を普及することを活動方針とする。

(業務内容)

第3条 委員会の業務は、以下の事項とする。

- (1) 登録競技者に関する医学的分野の支援に関すること。
- (2) 登録競技者に関する科学的分野の支援に関すること。
- (3) 登録競技者に関する映像・情報等の支援に関すること。
- (4) 試合結果、国際車いす・切断者スポーツ連盟(IWAS)ポイント等を元にした競技者の競技力分析に関すること。
- (5) 強化指定選手の医科学的分野の選考資料作成に関すること。
- (6) 国際大会派遣選手の医科学的分野の選考資料作成に関すること。
- (7) その他登録競技者の競技力向上に関すること。

(委員)

第4条 委員会の委員は、委員長1名、副委員長1名、委員10名以内とする。

- 2 当協会は、理事会の決議によって、委員長、副委員長および委員の候補者を選定し、総会によって承認することにより、委員長、副委員長および委員を選任するものとする。
- 3 委員は、当協会の社員でなくても、委員長の推薦により前項の手続きをもって委員に就任できる。

(任期)

第5条 委員長、副委員長および委員の任期は、原則として就任日より2年とし、当協会役員との任期と同じく終了する。再任を妨げないが、10年を最長とする。

(委員会)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。なお、委員会はオンライン形式での開催・出席を認める。

- 2 委員会は、議決権を有する委員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決権を有しない。
- 5 この規程に定めるもののほか委員会の所掌事項の実施に関し必要な事項は、委員会

においてこれを別に定める。

(守秘義務・個人情報保護)

第7条 委員会に強化関連の通報または会員等からの相談があった場合は、他の専門委員会や当協会理事会に報告および連携が必要な場合を除き、通報者・相談者の個人の身元氏名は第三者に公表してはならない。なお、通報者・相談者の身元を第三者に漏洩した者は懲戒委員会による処分の対象とする。

(権限)

第8条 委員会の権限は、第3条の定める範囲で以下のとおりとする。

- (1) 当協会の定款・倫理規程等に違反するもしくは疑わしい事例が発生した場合、または当協会の取り組みを阻害するような事案があった場合は、臨時委員会を開いて対処方法を検討し理事会に報告する。
- (2) 懲戒処分に相当するような事例が発生した場合は、倫理委員会、懲戒委員会と共同で対処する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は令和4年4月1日から施行する。